

## I 説明事項

### 1. 入札(又は見積り)に関する事項について

- (1) この工事の入札は、工事請負契約書(案)、入札公告及び入札説明書並びにこの説明書に記載する条件により、中小企業基盤整備機構競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)に従って行う。
- (2) 入札後は、図面、仕様書、工事請負契約書(案)若しくは入札心得の内容又は履行場所について、不明等を理由として異議の申し立てはできないので、入札前に十分究明すること。
- (3) この工事の入札にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (4) 工事請負契約書においては、落札者(契約の相手方)が課税事業者の場合においては、請負代金に併せて当該取引に係る消費税を記載するので、決定後、落札者(契約の相手方)は次の事項についてただちに届出て下さい。

#### ① 単体の場合

課税事業者であるか又は免税事業者である旨。

### 2. 工事請負契約書(案)について

#### 第3条関係(請負代金内訳書及び工程表)

- (1) 請負代金内訳書の提出 要 (提出時期、契約締結後7日以内)
- (2) 工程表の提出時期 契約の締結の日から7日以内

#### 第4条関係(契約の保証)

- (1) 落札者(契約の相手方)は、以下の①から④のいずれかの書類を提出して下さい。

#### ① 契約保証金に係る保証金振込書及び保証金提出書

- イ 保証金振込書は、「(保証金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、銀行等から交付を受けて下さい。
- ロ 保証金振込書は、保証金提出書とともに契約担当役等に提出し、保証金領収証書の交付を受けて下さい。
- ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役等の指示に従って下さい。
- ニ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第28条第4項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。
- ホ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の払渡を求める旨の保証金払渡請求書を提出して下さい。

#### ② 債務不履行時により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- イ 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に

規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とします。

ロ 保証書の宛名の欄には、「(契約担当役等官職氏名を記載すること。)」と記載するように申し込んで下さい。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いです。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込んで下さい。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上として下さい。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとして下さい。

ト 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されているものとして下さい。

チ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役等の指示に従って下さい。

リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第28条第4項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役等から保証書(変更がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還して下さい。

③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証です。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当役等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込んで下さい。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込んで下さい。

ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上として下さい。

ホ 保証期間は、工期を含むものとして下さい。

ヘ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役等の指示に従って下さい。

ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社等から支払われた保証金は、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第28条第4項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険に係る証券

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険です。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込んで下さい。

ハ 履行保証保険の宛名の欄には、「(契約担当役等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込んで下さい。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込んで下さい。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上として下さい。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとして下さい。

ト 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役等

の指示に従って下さい。

チ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第28条第4項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

① 中小企業基盤整備機構会計規程第37条ただし書きの規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。

② 落札者が、共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。)であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級が当該共同企業体の等級により2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

#### 第10条関係(現場代理人及び主任技術者等)

(1) 第1項の規定により主任技術者等の氏名を通知する場合は、当該主任技術者等の経歴書を添付すること。

#### 第15条関係(支給材料及び貸与品)

(1) 貸与品 なし

(2) 支給品 なし

#### 第18条、第19条、第20条関係

設計変更に伴う契約変更の手続は、原則としてその必要が生じた都度行うこととするが、軽微なものの設計変更は、監督職員の指示により行い、これにともなう契約変更の手続は工期の末(債務負担行為に基づく契約にあっては、各事業年度の末及び工期の末)に行う。

#### 第25条関係(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

(1) 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更(以下「スライド」という。)は、契約締結後1年を経過し、なおかつ、残工事の工期が2月以上なければ適用しないものとする。

(2) 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、発注者が請負者と協議して定める日において、請負者の立会いの上、監督職員が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。(減額する場合を除く)

#### 第29条関係(不可抗力による損害)

(1) 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

(2) 第6項の適用にあたっては、1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額(この額が20万円を超えるときは、20万円)に満たないものは、損害額に含めない。

#### 第34条関係(前金払)

(1) 前払金は、第36条の規定に基づき適正に使用すること。

(2) 前払金を支払った後、万一、第20条第1項の規定に基づき工事を中止させることとなった場合において、当該中止期間が長期にわたると認められる場合は、前払金の適正使用後の残額を一旦返還させることがある。

#### 第35条関係(保証契約の変更)

- (1) 工事請負契約書第 35 条第 3 項(第 40 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、電話又は変更契約書の写しを FAX 等により送付することにより行うものとする。
- (2) 請負者は保証事業会社から送付された保証期限変更通知書の写し1部を発注者に送付するものとする。
- (3) 第 2 項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証の補償金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。

**第 38 条関係(部分引渡し)**

指定部分 なし

**第 44 条関係(かし担保)**

第 2 項のかし担保の期間は、2年とする。

**第 50 条関係(火災保険等)**

火災保険その他の保険の付保条件 あり。

**第 52 条関係(紛争の解決)**

管轄建設工事紛争審査会は、原則として請負者の建設業法上の許可区分によるものとし、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会、それ以外の場合、当該都道府県建設工事紛争審査会とするものとする。

**3. その他**

- (1) 入札に当たって交付した入札心得、設計図書等の関係書類は、入札の当日必ず返還すること。

**II 指導事項**

**1. 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について**

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を適格に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等指針の遵守に努めること。

**2. 建設資材納入業者との契約について**

この契約に基づく工事に使用する建設資材を調達するための建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう、取引関係の適正化に努めること。

**3. 建設工事の適正な施行の確保について**

- (1) 建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)第 13 条第 2 項の規定に基づき、工事現場における施工体制の点検を実施する場合があるので協力すること。
- (3) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

#### 4. 労働福祉の改善について

建設労働者について、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

#### 5. 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1か月以内に監督職員に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) 建設業者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

#### 6. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に

使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。